

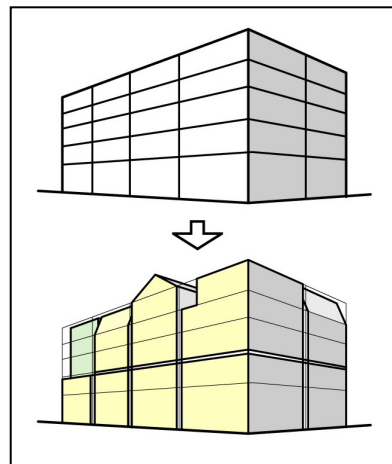
5 建物等のデザインに関する事項

基本的考え方

- ・”島“としての個性やみなとしての歴史性を生かした大規模な敷地・建物利用を継承しつつ、個別建物は分節化等の工夫により圧迫感を軽減し、歴史性や親しみが感じられる街並みを創出するデザインとします。



歴史性との調和に配慮したデザイン



建物スケールの分節化

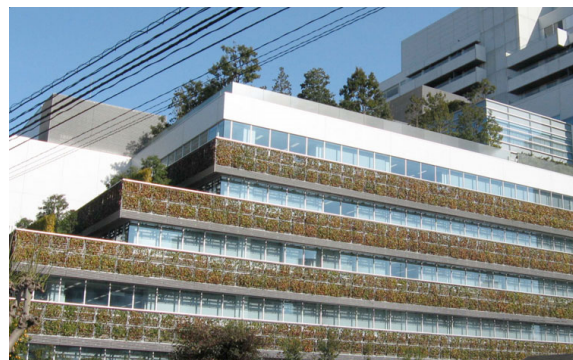
行為指針（景観協議） 1

対象：(建)

- ・建築物は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状を避け分節化などの工夫を行う。



ファサードデザインや色彩による分節化



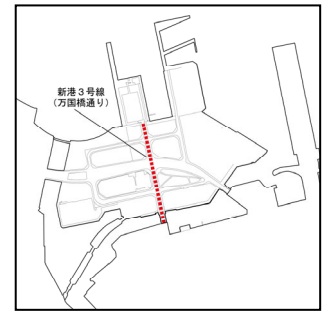
壁面緑化により圧迫感を軽減した事例（東京都千代田区）



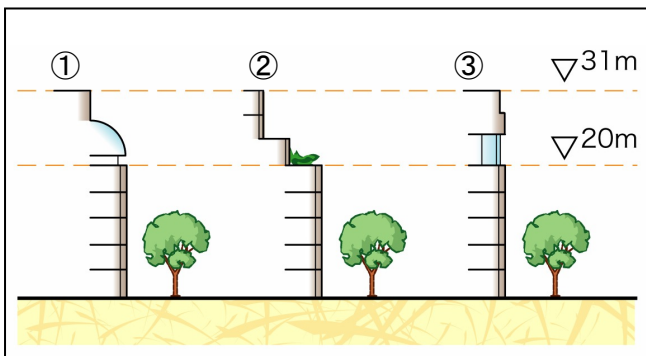
行為指針（景観協議） 2

対象：(建)

- ・新港3号線に面する建築物の外壁の部分は、街並みの連続性を印象的に演出するため、高さ20m程度のラインを強調した形態意匠とする。



新港3号線（万国橋通り）



新港3号線（万国橋通り）沿道の外壁デザイン例



外壁デザインによる街並みの連続性の演出

行為指針（景観協議） 3

対象：(建)

- ・建築物は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格のある形態意匠とする。
 - (a) 新港地区全体としてまとまりのある景観を創出するため、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」に象徴される歴史的資源と調和する形態意匠とする。
 - (b) “島”としての立地を生かし、海や対岸からの眺望に配慮した形態意匠とする。
 - (c) ガラス面への張り紙の設置は避け、風格のある形態意匠とする。
 - (d) 新港地区の入口に位置する建築物は、“島”の玄関が感じられる形態意匠とする。
 - (e) 奇抜なものを避け、風格のある形態意匠とする。
- ・建築物は、対岸から赤レンガ倉庫への眺望を意識した配置及び高さとする。



歴史が感じられ風格のある建物デザインの事例（中区）



歴史が感じられ風格のある建物デザインの事例（中区）



行為指針（景観協議） 4

対象：(建)

- ・ 建築物の頭頂部は、引き締まった風格が感じられ、周辺の街並みと調和するよう工夫する。



頭頂部をデザインした建物



頭頂部をデザインした建物（中区）

行為指針（景観協議） 5

対象：(建)

- ・ 建築物の外壁は、歴史性を表現するレンガや石材又はこれらの質感を持つ素材と、水際に対して開放性を高めるガラスを組み合わせた形態意匠とする。



レンガとガラスを組み合わせたデザインの外壁



石の素材感を生かした外壁の事例（中央地区）

行為指針（景観協議） 6

対象：(工)

- ・ 工作物は、新港地区内の建築物と調和し、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。



みなとらしさを意識した照明柱

6 色彩に関する事項

基本的考え方

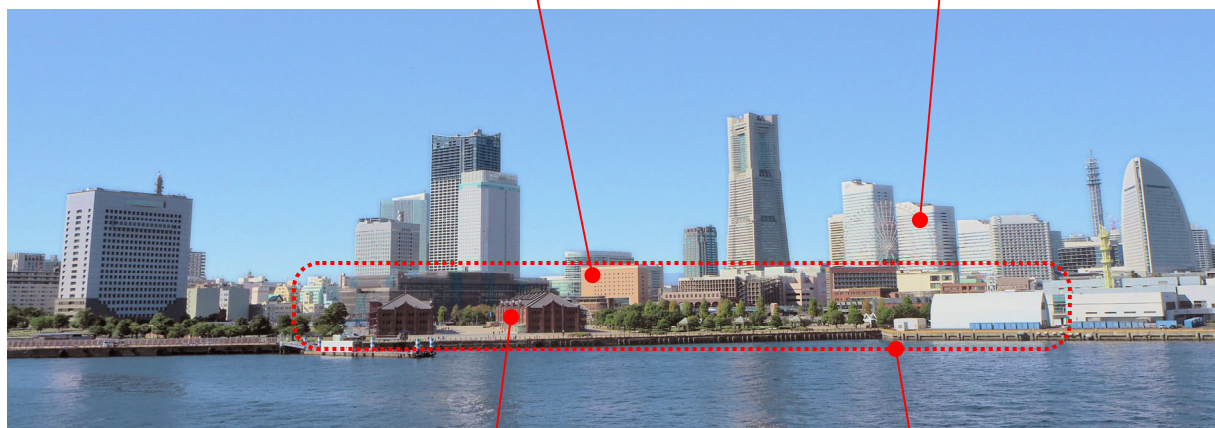
- ・新港地区内の建物等は、歴史的シンボル施設である「赤レンガ倉庫」と調和する色彩とし、まとまりのある街並みを目指します。



赤レンガ倉庫

中高層部は低層部に比べ明るい色彩

中央地区の明るい無彩色



低層部は赤レンガ色に準ずる色彩

地区全体として茶系の色彩

行為指針（景観協議） 1

対象：(建) (工)

- ・建築物の外壁及び工作物の色彩は、マンセル表色系で表6-1の推奨色とすることにより、新港地区としてまとまりのある街並みをつくる。



景観形成基準（景観計画） 1

対象：(建)

- ・建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 建築物の外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (b) レンガなど地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - (c) 遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (d) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (e) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (f) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合
- ・建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (b) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (c) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

景観形成基準（景観計画） 2

対象：(工)

- ・工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で表6-1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (a) 同一敷地内の建築物の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (b) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合
 - ①広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの
 - ②小規模なもので新港地区の街並みを阻害しないもの
 - (c) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場合
 - (d) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (e) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5BG、明度が3、彩度が6程度で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合
 - (f) 無彩色のうち、マンセル表色系でN3程度の場合
 - (g) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (h) 設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (i) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合



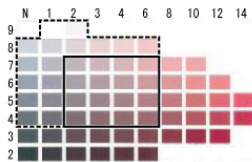
表 6-1

	色相	明度	彩度
○景観形成基準（景観計画）			
建築物、工作物	R、YR	9 以上	1 以上 2 以下
		4 以上 9 未満	6 以下
○推奨色			
低層部（10m以下）	R、YR	4 以上 7 以下	2 以上 6 以下
中高層部（10m超える）	R、YR	5 以上 8 以下	1 以上 4 以下
道路占用	ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2、彩度 1 を目安）		
	ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3、彩度 0.2 を目安）		

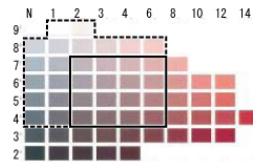
○低層部

≪ R(赤)系 ≫

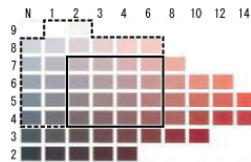
2. 5R



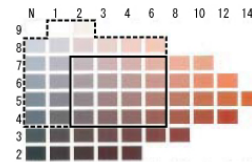
5R



7. 5R



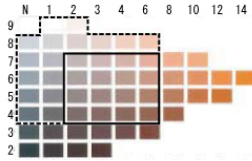
10R



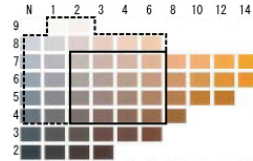
--- 景観形成基準
 □ 推奨色

≪ YR(黄赤)系 ≫

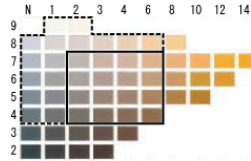
2. 5YR



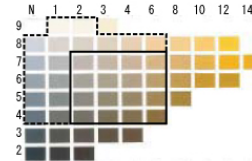
5YR



7. 5YR



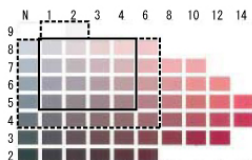
10YR



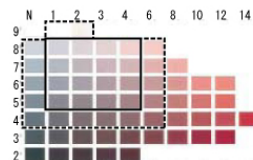
○中高層部

≪ R(赤)系 ≫

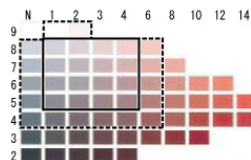
2. 5R



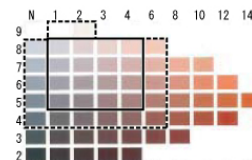
5R



7. 5R

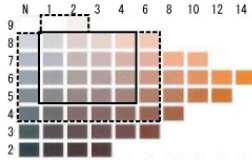


10R

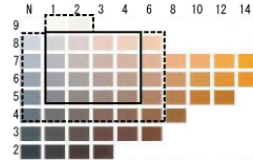


≪ YR(黄赤)系 ≫

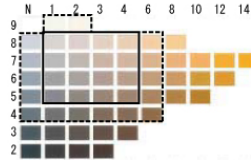
2. 5YR



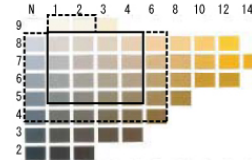
5YR



7. 5YR



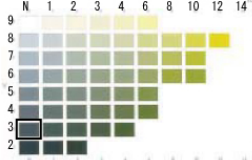
10YR



○道路占用

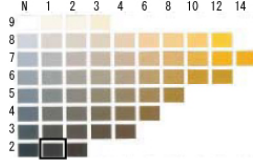
≪ Y(黄)系 ≫

10Y



≪ YR(黄赤)系 ≫

10YR



7 屋外広告物に関する事項

基本的考え方

- ・屋外広告物の氾濫による街並み景観の混乱を防止し、秩序ある広告景観を形成し街の賑わいを創出します。
- ・屋外広告物は、景観形成に留意し、質の高いデザインとします。



落ち着いた高層部の壁面看板



賑わいを演出するフラッグ



色彩を抑え周辺と調和した事例



集合表示された看板



行為指針（景観協議） 1

- ・建築物又は工作物の中層部又は高層部に設置又は表示する屋外広告物は、落ち着いた中景及び遠景を創出する。
- ・建築物又は工作物の低層部に設置又は表示する屋外広告物は、賑わいに効果的なデザインや色彩等を工夫し、表7-1に示す質の高い広告景観を創出する。

表7-1

	行為指針
屋外広告物の総量	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物は、節度のある街並み景観をつくるため、総量を減らし、建築物ごとに集約を図る。 ・広告塔、広告板は、1敷地内の表示面積の合計が、当該敷地面積の1,000分の5以下の最小限の大きさとする。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い街並みや良好な環境の演出に寄与するものとする。 ・商品・サービス等の営利目的の部分を最小限の大きさとする。 ・品位の良さを感じられるデザインとする。  <p>広告面を街のイメージに合わせてすっきりとデザインした事例（中央地区）</p>
デザイン・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物デザインとの調和や新港地区の景観に配慮し、過度の自己主張とならないものとする。 ・質の高い街並みとするため、配置を工夫する。 ・店舗等の名称を示す場合は、集合表示とする。  <p>赤レンガ倉庫への眺望を阻害しないよう配置を工夫した広告板</p>
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・点滅式のものや著しく高輝度のを避け、新港地区の夜間景観の演出を阻害しないものとする。 ・低層部に設置する屋外広告物の照明は、新港地区の夜間景観と調和しながらも積極的に街の賑わいを演出するものとする。  <p>夜間景観に配慮した照明方式</p>
音による広告装置	<ul style="list-style-type: none"> ・大音量のものや、過度に商品・サービスの宣伝等を目的としたものを避ける。
立看板等（可動式のもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・表示内容は、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（自己用広告物）とし、1面当たりの表示面積は1㎡以下、1店舗1箇所とすることで、秩序ある広告景観を創出する。   <p>入口の脇に立看板を掲出することで賑わいを創出</p>

■ 景観形成基準（景観計画） 1

- ・新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(a) 屋外広告物共通

- ① 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するもの又は原則として1日あたり10分以内に限り設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下、「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 表示面積の合計が5㎡以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - イ 次の各号に適合するもので、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - (ア) 公益上必要な施設又は物件に表示し、その広告料収入を当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
 - (イ) 1面あたりの表示面積が2㎡以下、かつ、上端の高さが地上3m以下のもの
 - (ウ) 原則として表示面の向きを通りに対して概ね平行とするなど、街並み景観を阻害しないもの
 - (エ) 表示の内容及びデザインについて、第三者の専門家を交えたデザイン調整により景観上及び都市美観上一定の質を保つと市長が認めたもの
 - (オ) 屋外広告物を掲出する物件については、広域の範囲で統一してデザインされたもの
 - ウ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合
- ② 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、次のいずれかに該当する屋外広告物で、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
 - ア 1面あたりの表示面積（映像装置を使用する部分に限る。）が0.6㎡以下、かつ、公共交通機関の運行状況表示等公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置するもの
 - イ 10秒以上静止した映像のみを表示するもの
 - ウ 催事等のために一時的に設置等するもの又は原則として1日あたり10分以内に限り設置等するもの
- ③ 表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。
- ④ 表示面積の合計が10㎡以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。
- ⑤ 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。



- ⑥ 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。
- ⑦ 投影広告は、表示することができない。ただし、次のいずれかに該当し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - ア 投影期間を原則として7日以内とし、投影開始日については、同一区域における前回の投影期間終了日の翌日から起算して、前回の投影期間の5倍の日数を空ける場合
 - イ 投影時間が原則として1日あたり10分以内である場合

■ 景観形成基準（景観計画） 2

- ・屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するもの又は原則として1日あたり10分以内に限り設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(a) 壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）

壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次の①から③までの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。

- ① 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 壁面看板1か所あたりの表示面積は25㎡以下とすること。
 - イ 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面（地上からの高さが10m以下の部分に限る。）の面積の10分の1.5以下とすること。
 - ウ 窓面に設置等するものは、窓面1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の10分の5以下とすること。
- ② 地上からの高さが10mを超え20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 壁面看板1か所あたりの表示面積を50㎡以下とすること。
 - イ 壁面看板1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の10分の2以下とすること。
 - ウ 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
 - エ 窓面に設置等することができない。
- ③ 地上からの高さが20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
 - イ 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは3m以下とすること。
 - ウ 窓面に設置等することができない。
 - エ 建築物1棟あたり、表示内容を1種類とし、設置数を2か所以内とすること。



(b) そで看板（フラッグを含む）

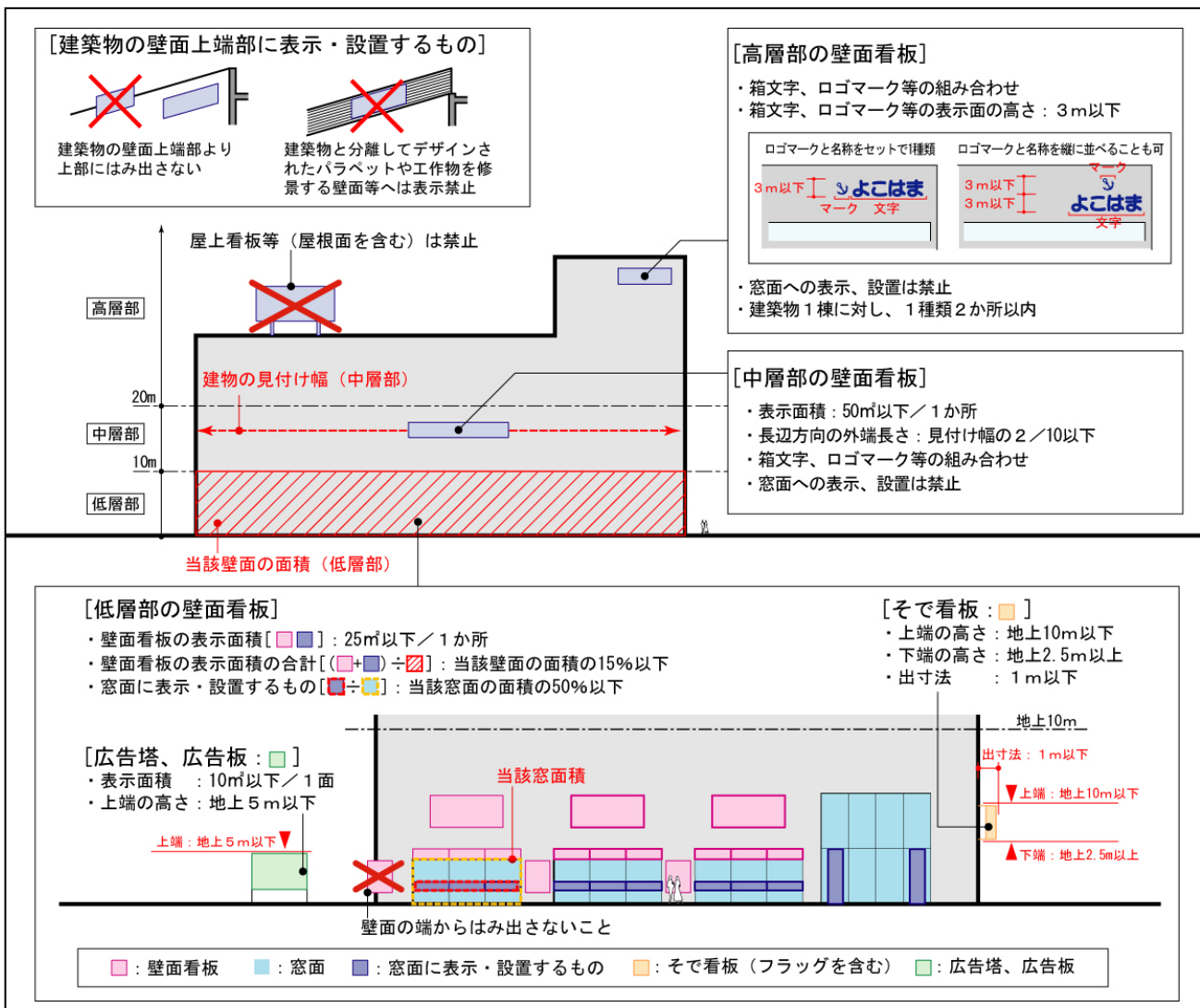
① そで看板（フラッグを含む）は、次の各号に適合するものとする。

- ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。
- イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあっては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、車道とみなす。）にあっては、路面から 4.5m以上とすること。
- ウ 出寸法は 1 m以下とすること。

(c) 広告塔、広告板

① 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。

- ア 1面あたりの表示面積は 10㎡以下とすること。
- イ 上端の高さを地上から 5 m以下とすること。





■ 行為指針（景観協議） 2

- ・催事等のために期間又は時間を限定して設置等するものは、表 7-2 を目安とし、質の高い広告景観を演出する。

表 7-2

屋外広告物の種類	設置等の目安
外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物	・新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの	・間口 4 m に対し 1 本以内
立看板（可動式のもの）	・複数設置する場合には、1 壁面に対し 2 か所以下
壁面看板、そで看板、広告塔、広告板 （活力ある街並みの形成等に特に寄与すると認められる催事等のために設置等するものを除く）	・新港地区における景観計画に定める壁面看板の基準
非自己用広告物の設置等について	・主催、共催、協賛、協力等の位置づけのある企業とし、位置づけを明記